

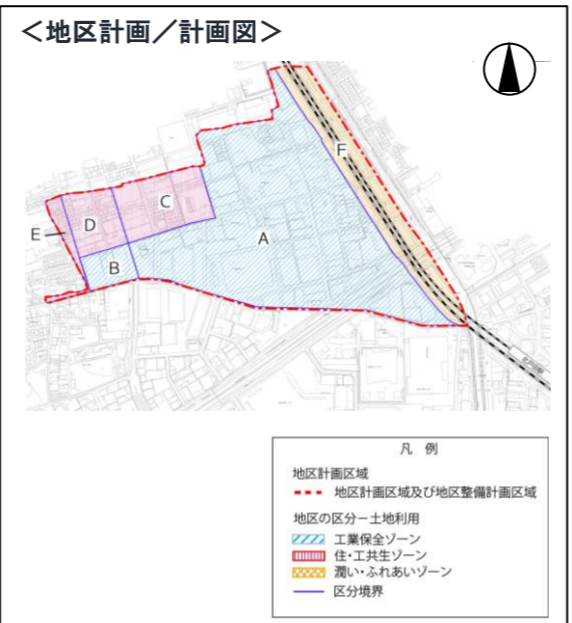
地区計画策定前後の「建築物等の用途制限」比較表

参考資料

地区計画策定前

【用途地域内の建築物の用途制限】

用途地域内の建築物の用途制限	工業地区全ゾーン	工業地区全ゾーン	住C地区 工業地区	住D地区 工業地区	住E地区 工業地区	住F地区 工業地区
	工業地域	準工業地域	工業地域	準工業地域	第一種住居地域	工業地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿						
兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定規模以下のもの						
幼稚園、小学校、中学校、高等学校						
図書館等						
神社、寺院、教会等						
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等						
保育所等、公衆浴場、診療所						
老人福祉センター、児童厚生施設等						
巡査派出所、公衆電話所等						
大学、高等専門学校、専修学校等						
病院						
店舗・事務所等						
床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等						
床面積の合計が500㎡以内の一定の店舗、飲食店等						
上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店等	②		②		①	②
上記以外の事務所等					①	
ポーリング場、スケート場、水泳場等					①	
ホテル、旅館					①	
自動車教習所、床面積の合計が15㎡をこえる畜舎					①	
マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等	②		②			②
カラオケボックス等	②		②			②
2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車車庫						
営業用倉庫、3階以上又は床面積の合計が300㎡を超える自動車車庫（一定規模以下の付属車庫等を除く）						
客席部分の床面積の合計が200㎡未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場						
客席部分の床面積の合計が200㎡以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場						
キャバレー、料理店等						
個室付浴場業に係る公衆浴場等						
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの						
作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車修理工場						
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの						
日刊新聞の印刷所、作業所の床面積の合計が300㎡以下の自動車修理工場						
作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの						
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場						
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量					①	
量が非常に少ない施設						
量が少ない施設						
量がやや多い施設						
量が多い施設						



地区計画策定後

【地区計画による建築物の用途の制限】

地区計画による建築物の用途制限	工業地区全ゾーン	工業地区全ゾーン	住C地区 工業地区	住D地区 工業地区	住E地区 工業地区	住F地区 工業地区
	工業地域	準工業地域	工業地域	準工業地域	第一種住居地域	工業地域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿						
兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定規模以下のもの						
幼稚園、小学校、中学校、高等学校						
図書館等						
神社、寺院、教会等						
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等						
保育所等、公衆浴場、診療所						
老人福祉センター、児童厚生施設等						
巡査派出所、公衆電話所等						
大学、高等専門学校、専修学校等						
病院						
店舗・事務所等						
床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等						
床面積の合計が500㎡以内の一定の店舗、飲食店等						
上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店等	△	△	△	△	①△	△
上記以外の事務所等	△	△	△	△	①△	△
ポーリング場、スケート場、水泳場等	□	□	□	□	□	□
ホテル、旅館						
自動車教習所、床面積の合計が15㎡をこえる畜舎						
マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等						
カラオケボックス等	②		②			②
2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車車庫						
営業用倉庫、3階以上又は床面積の合計が300㎡を超える自動車車庫（一定規模以下の付属車庫等を除く）						
客席部分の床面積の合計が200㎡未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場						
客席部分の床面積の合計が200㎡以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場						
キャバレー、料理店等						
個室付浴場業に係る公衆浴場等						
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの						
作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車修理工場						
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの						
日刊新聞の印刷所、作業所の床面積の合計が300㎡以下の自動車修理工場						
作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの						
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場						
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量					①	
量が非常に少ない施設						
量が少ない施設						
量がやや多い施設						
量が多い施設						

※本表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。
 ①については、当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能
 ②については、床面積の合計が10,000㎡以下の場合に限り建築可能

※本表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。
 ①については、当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能
 ②については、床面積の合計が10,000㎡以下の場合に限り建築可能

